

産業廃棄物等処理委託（収集・運搬含む）仕様書

1 目的

救急救命東京研修所（以下「委託者」という。）の施設から排出される一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物及び機密重要書類（以下「産業廃棄物等」という。）を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及びその他関係法令を遵守し、適正に処理することを目的とする。

2 履行場所

東京都八王子市南大沢四丁目5番地
救急救命東京研修所

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

4 概算排出量

- | | |
|----------------------------------|-----------------------------|
| (1) 一般廃棄物（可燃） | 年間：16,000 k g |
| (2) 一般廃棄物（不燃） | 年間：300 k g |
| (3) 一般廃棄物（資源） | 年間：3,000 k g |
| (4) 産業廃棄物 | 年間：3,000 k g（廃プラスチック類・ビニール） |
| (5) 産業廃棄物（2t車(4 m ³ ） | 年間：10台（廃プラスチック類・混載） |
| (6) 特別管理産業廃棄物（20ℓ容器） | 年間：390箱（5,850 k g相当） |
| (7) 機密重要書類 | 年間：116箱 |

5 参加業者資格・条件

東京都八王子市の一般廃棄物収集運搬業許可証、東京都の産業廃棄物収集運搬業許可証及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証を有していること。なお、産業廃棄物等処分量の許可証を有していない場合は、他の処分業者へ委託可能とする。ただし、当該業務を委託する場合は、関係法令に基づき委託者と委託先処分業者が締結する産業廃棄物等処分委託契約に係る事務を代行するものとする。

6 作業内容

- (1) 廃棄物保管場所から産業廃棄物等を回収し、東京都指定の処分場で処分すること。
- (2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を搬出する際には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い提出し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、5年間保存すること。
- (3) 収集運搬は、東京都の許可運搬車両を使用すること。
- (4) 一般廃棄物の収集は、週4回行うものとする。
- (5) 産業廃棄物、特別管理産業廃棄物及び機密重要書類については、委託者が収集を依頼した時に行うものとする。

7 産業廃棄物の種類及び数量等

廃棄物の種類		単位	予定数量	備考	
一般廃棄物	可燃	紙屑、厨芥	1,333 k g / 月	16,000 k g / 年	週 4 回の回収
	不燃	びん、缶 ペットボトル	25 k g / 月	300 k g / 年	産業廃棄物として処理する。
	資源	新聞紙、雑誌 ダンボール箱	750 k g / 回	3,000 k g / 年	リサイクル庫から年 4 回の回収
産業廃棄物	廃プラスチック類 (混載)		1 台 / 2 t 車	10 台 / 年	2 t 車 1 台の積載量 4 m ³ (4 t 車を使用)
	廃プラスチック類		250 k g / 月	3,000 k g / 年	廃プラスチック類 ビニール
特別管理産業廃棄物	注射器、カーゼ ゴム手袋、チューブ		1 箱 (20L 容器)	390 箱 / 年	1 箱の重量 最小 5 k g 最大 10 k g 容器代を含む
機密重要書類	名簿、書類		1 箱 (ダンボール)	116 箱 / 年	年 4 回の回収 ダンボールサイズ W34 cm × D55 cm × H34 cm

8 見積金額

見積金額は、上記 7 「産業廃棄物の種類及び数量等」に基づき、廃棄物の種類ごとに単価を算出し、それぞれの単価と予定数量との積を合計した金額(1年間に要する費用見込み)を見積金額とする見積書を提出すること。

9 特記事項

- (1) この契約を履行するにあたり、必要な資器材は、受託業者が負担する。
- (2) この契約を、委託者の承認を得ずに再委託することは禁止する。
- (3) この仕様書に疑義があるときは、協議のうえ、その都度解決する。